

第64号 2019年1月1日 鴨川法律事務所

### 裁 I T 化

### ーT技術と裁判手続

活用が図られてきました。 テレビ会議システム、平成一六年にオンラ 化が進み、平成八年に電話会議システムと インシステムなどが導入され、IT技術の イン申立て、平成一八年に督促手続オンラ 裁判手続は、二〇世紀後半からその電子

### 社会のIT化をうけて、平成二九年一〇 裁判手続等のIT化検討会

概要は次のとおりです。 T化検討会」が内閣に設置され、平成三〇 年三月に検討結果が発表されました。その 消費者団体一名から成る「裁判手続等のI 月、研究者四名、弁護士四名、経済界一名、

### (一)IT化の基本的方向

成果を活かして非訟事件、家事事件、倒 至るまで基本的に紙媒体の存在を念頭 産事件のIT化を考える。 民事訴訟全般のIT化を先ず行い、その に置かず、訴訟記録を全面的に電子化し、 訴えの提起・申立からその後の手続に

### (1二) 「三つのe」の実現

② e 事件管理 ① e 提出 備書面のやり取り 口頭弁論期日の指定、争点整理手続の 訴状とその送達、答弁書・準 訴状受付·審查、第一回

③e法廷 第一回口頭弁論期日のウェブ

計画的審理、人証調・判決言渡しの情

用、判決の電子情報化 の活用、人証調期日のウェブ会議活 議活用、電子ファイル・クラウド技術 ない審理、争点整理手続のウェブ会 会議活用、紙媒体の存在を前提とし

てきたことです。 近のITに至るまで人類が常に目指し かは、道具の発明から産業革命を経て最 作業の効率を如何にして向上させる

と思われます。 の場合でもIT化できないものが残る により可能になるかも知れませんが、そ 考えられてきたことの多くがAIなど 歩により、将来、IT化に馴染まないと ではないかという気がします。技術の進 てを技術で代替することはできないの 使って推理できない部分があるので全 価値判断を内容とするものは、論理を しかし、人間の精神活動の中で文化的

## 民事裁判の基本原理の見直し?

ることに気が付きました。 本方針に見逃せない内容が含まれてい IT化の限界に関連して、検討会の基

討会の目的は、民事裁判IT化の検討の の再検証」がうたわれているのです。検 民事裁判の基本原理の実質的観点から 検討会のIT化基本的方向の一つに

> しょうか。 り上げられているの 筈なのに、何故、民事裁 基本原理の再検証が取るのに、何故、民事裁判

ます。民事裁判がIT化さ 廷で行う」と定めており、 の対審及び判決は公開法 弁論のことだとされてい 対審は民事裁判では口頭 憲法八十二条は、「裁判

なります。 疑問です。そうすると、口頭弁論のIT を映し出したとしても、それで憲法上の クリーンを設置してウェブ会議の様子 どのIT弁論を「対審」だとし、法廷にス るのかが問題になります。ウェブ会議な 頭審理も書面審理もIT化されるので、 化はここにおいて壁にぶつかることに 公開の要請を充たしたと言えるのかは 公開法廷で行うべき口頭弁論がどうな れると審理の仕方が根本的に変わり、口

それ以上開かなくてもよい)」という見 とも、口頭弁論集結期日と判決言渡期日 解は、「民事裁判の基本原理の再検証」の は公開法廷で実施する必要がある(が 頭弁論を最小限に縮小する外ないこと 方向を示すものです。 になります。「IT化のもとでも、少なく IT化のためには、残さざるをえない口 憲法上の公開原則が絶対だとすると



弁護士

坂 元 和 夫 Kazuo Sakamoto

### 口頭弁論の沿革と現状

おが国が模範としたドイツの民事訴訟法 制は、かっては書面審理主義でしたが、フラ 主義が訴訟審理の原則となりました。その 主義が訴訟審理の原則となりました。その 後、口頭主義の短所を補うため書面の援用 を認める法改正が行われて口頭主義が後退 し、やがて口頭弁論の中身が口頭陳述とい し、やがて口頭弁論の中身が口頭 を認める法改正が行われて口頭主義が後退 を認める法改正が行われて口頭主義が後退 と言われています。この事情はわが国でも と言われています。この事情はわが国でも 同じです。

民事訴訟法へと繋がっていきました。 関弁論の活性化が制度化されました。シュッツガルト方式を取り入れた簡素化法です。このドイツの動向が当時のわが国の実す。このドイツの動向が当時のわが国の実頭弁論の提唱と実践を経て一九九六年の治による口頭がよび学会に衝撃を与え、民事訴訟法へと繋がっていきました。

りです。

れます。
が、これを改めるどころか一層推し進ですが、これを改めるどころか一層推し進行論縮小の方向にあることは間違いないの弁論縮小の方向にあることは間違いないの

### へ 口頭弁論の効用

アメリカのレンクイスト連邦最高裁長官

ないと口先では言われていますが、真剣 ています。これを何とかしなければなら く違い、口頭弁論は形だけのものになっ われています。しかし、わが国の現状は全 横の関係でも口頭による討論が盛んに行 事者間の縦の関係でも、当事者相互間の れた効用があるということだと思います。 も、書面審理(やウェブ会議)には無い優 統化作用」や「当事者の参加意識」の点で の」があるということですが、その外にも、 面を読んでいるのに事件に関して違った 終わって法廷を去る時とでは、事前に書 分は、口頭弁論のために法廷に来た時と は、かつて、口頭による弁論について、「自 な取り組みがなされたことはありません。 感じを持った」と述べたと伝えられます。 口頭弁論には、「目や耳に触れる以上のも 「弁論の同時性」や「議論の持つ一般的な正 ドイツでもアメリカでも、裁判所と当 レンクイスト長官が言おうとしたのは

## 口頭弁論縮減でよいのか?

せん。 審理でなければ公開原則は成り立ちまとを制度的に保障するものですが、口頭との開原則は、裁判が公正に行われるこ

で見られるように、直接主義による口頭それだけではなく、アメリカやドイツ

も失われます。開原則は形骸化し口頭弁論特有の効用す。口頭弁論を切り詰め縮小すれば、公弁論にはそれ自体独特の効用がありま

### あるべきーT化の方向

険です。 毎にIT化の程度を裁量に委ねるのは危 そのまま手つかずにすることです。事件 を損なう恐れがあるならば、その部分は しでも民事訴訟の基本原則とか基本価値 分し、中核部分については、どこまでIT ような技術化に馴染まない中核部分を区 をしても構わない周辺部分と口頭弁論の 純に考えて、裁判手続を仕分けし、技術化 難い効用も無視されることになります。 面討論する本来の口頭弁論の言葉に表し は桎梏でしかなくなり、一堂に会して対 なると、IT化にとって裁判の公開原則 が自己目的化する危険があります。そう がきわめて低いことが問題にされている 化が可能かなどという検討をやめて、少 ようです。こうした雰囲気の中でIT化 国際比較が行われており、わが国の評点 では、どうしたらよいのでしょうか。単 IT化の達成度は、裁判手続を含めて

体ではありません。くすることであってIT化をすること自いでしょうが、大切なのは民事訴訟を良いてしょうが、大切なのは民事訴訟を良

ことこそ大切なのではないでしょうか。化・実質化という現状の改善努力をするともに、初心に立ち返り、口頭弁論の活性ともに、初心に立ち返り、口頭弁論の活性

# 人を人として扱わない「入管法院

### 新たな在留資格の創設?

未確定な段階での紹介になりますが、こ法が成立しているかも知れません。「かもがわ」が発刊されるころには、「改正」案が衆議院を通過しました。この昨年一一月二七日に「出入国管理法」の

で記められます。 にの法案は、「特定技能」という新しい在 の支能が必要な業務につく場合で、在留 にの技能が必要な業務につく場合で、在留 に記めないとされています。「二号」は、熟 期間は最長通算で五年とされ、家族の同伴 は認めないとされています。「特定技 にた技能を持つ人が業務に就く場合で、 ないとされています。「特定技 にいう新しい在

移ることを前提にしています。 を払わないため人手不足となっている 日本の状況に対応して、低賃金で働かせる という一部経済界の意向にあわせるため という一部経済界の意向にあわせるため という一部経済界の意向にあわせるため という一部経済界の意向にあわせるため という一部経済界の意向にあわせる に作られようとする制度です。 しかも、現 に作られようとする制度です。 しかも、現

ていますが、現実には、外国人を低賃金で持ち帰って、母国で生かすことを建前にし技能実習制度は、日本で習得した技能を

ではいます。 「週一三○時間働かされた」「七三%の人の時給が最低賃金を下回っている」など、の時給が最低賃金を下回っている」など、の時給が最低賃金を下回っている」など、の時給が最低賃金を下回っている」など、の時給が最低賃金を下回っている」など、の時給が最低賃金を下回っている」など、の時給が最低賃金を下回っている」など、の時給が最低賃金を下回っている」を表表がまる。

### 特定技能」制度の問題点

かせていただきます。

な問題を含んでいるところから、敢えて書の内容は、日本の将来にとって極めて大き

で行うのかが全く未定なのです。で行うのかが全く未定なのです。この制度の第一の問題点は、具体的なこの間度の第一の問題点は、具体的なこの制度の第一の問題点は、具体的なこの制度の第一の問題点は、具体的なこの制度の第一の問題点は、具体的ないので、外国人労働者の受け入れを、日本としてどういう規模で、どういう理念で行うのかが全く未定なのです。

厳のある生活を保障するための制度」が厳のある生活を保障するための制度」がないなど、人間らしい生活がもともと保をいなど、人間らしい生活がもともと保ないなど、人間らしい生活がもともと保ないなど、人間らしい生活がもとと保ないなど、人間らしい生活がもとととないなど、人間らして生活し、これているだけで、日本に定住して生活し、もかかわらず、おざなりの支援が予定されているだけで、日本に定住して生活し、ないなど、人間の高くない。

者、非正規労働者、女性、障害ことを強要されている日本の中で自己責任で生きる海外からの移入が、低賃金を強要されている日本たな「低賃金労働者層」の

な軋轢を生み出す懸念があることです。者、非正規労働者、女性、障害者との新たことを強要されている日本の若年労働

# 人を人として扱わない

今回の改正は、低賃金で働く労働力さるにどう対応するかは知ったことではない、といった「資本の論理」むき出しのない、といった「資本の論理」むき出しのない、といった「資本の論理」むき出しのない、といった「資本の論理」むき出しのない、といった「資本の論理」むき出しのない、といった「資本の論理」がある。

「となっています。スウェーデンの移
は、、働けなくなった場
ない、といった「資本の論理」が表さい。
は、、他賃金で働く労働力さ
をとることを前提としていることとは、

てはなりません。のつかない分断社会とすることを許し扱わない」という差別が、この国を収拾扱わない」という差別が、この国を収拾の間追求のためには、「人を人として



弁 護 士

尾藤 廣喜 Hiroki Bitoh

球環境とエネルギ

異常気象が続いた昨年の

価格が高騰化しています。

「中東諸国の思惑や政治的なかけひきで原油認める裁判所の判決が勢いを増しています。ま害回復が遅々として進まない中、原発再稼働を配で感じました。他方、福島の原発事故の被を肌で感じました。他方、福島の原発事故の被を肌で感じました。他方、福島の原発事故の被を肌で感じました。他方、福島の原発事故の被害職化しています。

は将来の社会に重大な影響を与える問題です。は将来の社会に重大な影響を与える問題です。エネルギーないということは地球環境、原発問題、政治問題かということは地球環境、原発問題、政治問題がは選択の余地のある問題です。エネルギーなおりません。しかし、エネルギーの供給源をどうするがは選択の社会にエネルギーはなくてはなりません。しかし、エネルギーはなくてはなりません。しかし、エネルギーはなくてはなりません。

# 太陽光発電を妨げる事例の体験

私は、数年前、あるゴルフ場を太陽光発電事業を行う外国の会社に売る契約に関与したことがありました。その契約の最大の障害となったのは、発電した電力を供給するための大手電力会社が莫大な費用に連結するために、電力会社が莫大な費用に連結するために、電力会社が莫大な費用でいることでした。どう考えても太陽光発でいることでした。どう考えても太陽光発し、原発や石油依存からの脱却が出来るとし、原発や石油依存からの脱却が出来るとし、原発や石油依存からの脱却が出来るとし、原発や石油依存からの脱却が出来るとしない原因の一つがこれにあったのかとしない原因の一つがこれにあったのかとしない原因の一つがこれにあったのかとしない原因の一つがこれにあったのかとしない原因の一つがこれにあったのかとしない原因の一つがこれにあったのかと

## 安倍内閣のエネルギー政策

準国産エネルギー源として、優れた安定供 すれば原発を見直すのかと思えます。しか 変わらない。」との反省を示し、「東京電力 を大前提に、長期的なエネルギー需給構造 ガスの排出もないことから、安全性の確保 低廉で変動も少なく、運転時には温室効果 が圧倒的に大きく、数年にわたって国内保 し、「燃料投入量に対するエネルギー出力 生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能 が国としては、・・・エネルギー選択に際し 福島第一原子力発電所事故を経験した我 ことが原点であるという姿勢は一貫して ます。これは、エネルギー選択を構想する もっと根深い問題があることに気がつき 電源である。」と原発を賞賛しています。 の安定性に寄与する重要なベースロード 給性と効率性を有しており、運転コストが 有燃料だけで生産が維持できる低炭素の な限り原発依存度を低減する。」とし、一見 て、原子力については安全を最優先し、再 の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組む に際して、常に踏まえるべき点として、「第 一に、東京電力福島第一原子力発電所事故 した第五次エネルギー政策を概観すると しかし、安倍内閣が昨年7月に閣議決定

可能エネルギー一四・五パーセント、原子二%、石炭三二・三%、石油九・三%、再生電源構成比率において天然ガス四二・これを数字でみると二〇一六年では、

力はわずか一・七%に過ぎなかったにもかかわらず二〇三〇年目標では、天然ガス二七%、石炭二六%石油三%、再生可能エネルギー二二~二四%、原子力に原子力の比率が増加しに原子力の比率が増加し

目に過ぎません。訓を肝に銘じる」というのは虚しいお題第一原発事故の反省と教

電力会社は接続を拒否する理由として、とで太陽光発電の普及を妨げています。とで太陽光発電の普及を妨げています。とで太陽光発電の普及を妨げています。とで太陽光発電の普及を妨げています。とで太陽光発電の普及を妨げていることや、前述の通低格を低く抑えていることや、前述の通

る今の政府の方針に賛成出来ません。で決めるべきであり、原子力を中核にす来の人類に安全な地球を渡すという意識エネルギーの供給源をどうするかは未

今後、原子力発電量が増えることを想定もかかわらず、空き容量不足をいうのは、

し、原子力発電の電気を送電することを

最優先に考えているからです。

挙げていますが、現実にはせいぜい二

基幹送電線の空き容量が不足することを

○%程度しか利用していません。それに



弁 護 士

山崎 浩一 Koichi Yamazaki

### 玉 民の「祝日」・「休日」

になってきているように思います。 られた祝日の趣旨とはいささか異なるもの 築きあげるために、ここに国民こぞつて祝 育てつつ、よりよき社会、より豊かな生活を 求めてやまない日本国民は、美しい風習を 話ですが,近年の定め方は,「自由と平和を どのように定めるかは極めて政治色の濃い なっています。国民の祝日あるいは休日を 会式又は閉会式の前後に移動することに 連休となるようです。二○二○年は体育の により、四月二七日から五月六日まで一〇 日に関する法律(通称・祝日法)一条に定め い、感謝し、又は記念する」という国民の祝 二〇一九年は退位・即位等に関わる行事 一海の日及び山の日がオリンピックの開

二三日の新嘗祭は、法文上名前と定義を変 明治節として復活したものです。)、一一月 ることに変えられましたが、昭和になって 七月三〇日を明治天皇祭として祝日とす たのは八日で、そのうち、二月一一日の紀 は皇室の祭事の日であり、これも国民の ム」に始まります。ここに「祭日」とあるの の太政官布告「年中祭日祝日ノ休暇日ヲ定 てきたのは明治になってからで、明治六年 元節(戦後一時廃止),一一月三日の天長節 (明治天皇誕生日。大正時代には崩御日の 休暇日」とされたものです。当初定められ 民すべてが休む日という考え方が出

> 明できるものとなっていました。その後 祝日は,政治的には肯定的,否定的に捉え 戦後昭和二三年に「国民の祝日に関する 特定の日と祝日との関係は維持されてお の日が制定されましたが、この時は、まだ る立場があるにせよ、祝うべき由来を説 す。このように当初祝日法で定められた 行事が行われていたことにちなむもので 節句として男の子の健やかな成長を願う のとされています。こどもの日は端午の 念日、同月五日のこどもの日が登場しま 月一五日の成人の日、五月三日の憲法記 及び秋分の日として存続し,一月三日の 祭)及び秋分日(秋季皇霊祭)が春分の日 節が天皇誕生日として、春分日(春季皇霊 日のほか、四月二九日の昭和天皇の天長 日に変わったわけですが、先に述べた三 により、一一日あった祝祭日が九日の祝 法律」に改められました。この法律の施行 正元年に勅令「休日ニ関スル件」に、更に した。成人の日は小正月に当たりかつて 日の元日に実質的に変更され、新たに、 元始祭及び同月五日の新年宴會が同月 い祝日です。その後この太政官布告は大 えて現在も続く日付けの動かない数少な 一五日の敬老の日、一〇月一〇日の体育 一九六六年になって建国記念の日,九月 元服の儀が行われていたことにちなむも

> > 日設定はその集大成のように見えます。 になり、二〇一九年及び二〇二〇年の祝

う「成人の日」、「海の日」、「敬老の日」、「体 月一一日)の登場、ハッピーマンデーとい

いった休日設定策が気軽にとられるよう 育の日」の特定の週の月曜日への移動と

日)、「みどりの日」(五月四 かない「海の日」(七月二〇 場して以降、結局祝日の増 国民の休日とするという連 前直後が祝日となる平日を 日への移動)・「山の日」(八 加を図っただけとの印象し 休創設を意図した休日が登 しかし、一九八五年に

弁護士

鍬 仁. 則

り、なぜその日かという説明がそれなり

重要課題ではないでしょうか

休暇がとれるようにすることがまずは最 るように思います。日本では、必要な時に 療が減ってしまうなど不満は充満してい り,夏休みが削られる,医療機関の通常診 当て科目を中心に授業時数が足りなくな

イム労働等では賃金が減る,月曜日の ではなく、子どもの世話に困る、パートタ ないか)、子どもと親が一緒に休めるわけ

ではない (確実に休めるのは公務員では の休日だからといって休みがとれるわけ はもう昔の話ではないでしょうか。国民 なる、国民の休日が増えて喜ぶというの しかし、祝日の趣旨論はともかく、連休に

# 映画「判決、ふたつの希望

いかけが投げかけられます。 果たして和解できるのか」という、 辱し合い、差別しあってきた民族同士は、 と発展していく様が描かれ、聴衆には「侮 裁判が始まると、国中を巻き込む大騒動へ 景に、どんどんこじれていってしまいます。 いし、レバノン社会の深刻な民族対立を背 リムのパレスチナ難民であったことが災 がマロン派キリスト教徒、ヤーセルがムス さなもめ事でしかなかったものが、トニー げます。きっかけは、配管工事をめぐる小 う男性二人が法廷を舞台に争いを繰り広 トニーと近隣の工事監督のヤーセルとい ささいなきっかけ、重い問いかけ。 映画「判決、ふたつの希望」では、主人公 重い間

下ゥエイリ監督は、脚本を書くにあたり 「評決」「クレイマー、クレイマー」「フィラ での内外で生き生きと躍動する姿が印象 での内外で生き生きと躍動する姿が印象 が、など、名作といわれる法廷映 での内外で生き生きと躍動する姿が印象 が、といわれる法廷映 での内外で生き生きと躍動する姿が印象 が、といわれる法廷映 での内外で生き生きと躍動する姿が印象 が、といわれる法廷映 での内外で生き生きと躍動する姿が印象 が、といわれる法廷映 での内外で生き生きと躍動する姿が印象

有罪・無罪の結論は?

うです(QR①)。つまり、激しい ロー・ローニー 完結させるための検討だったそ ローニー 法廷エンターテイメントとして ローニー は軽は、ヤーセルを有罪にするか無罪に

語っています。

語っています。

語っています。

とさえ言います。ただ、法廷判決直前のシーンで映画を終わらせてり決直前のシーンで映画を終わらせていため結論を出さざるを得ない、本作品のいかで判決の役割はその程度のもの、となかで判決の役割はその程度のもの、と数判での応酬を経て最後にトニーが裁判での応酬を経て最後にトニーが

いえるでしょう。「スコーロニーキー」(QR②)もその典型と ② と共通する、映画「スコーロン・ 関係は固定的で、物語の展開のなかで対 別と司法の役割というテーマで本作品 きつけられるわけです。 汗握りながらラストの判決シーンに引 結論によって決まるので、誰しもが手に 果たされるのか、天国か地獄か、判決の いが、あるいは聴衆の考える「正義」が められることはありません。主人公の思 立する原告と被告の思いの隔たりが埋 描かれます。一方が勝てば他方が負ける 現の自由が激しくぶつかり合う法廷が キー」では、ヘイト・スピーチ糾弾と表 を高めて演出していくのは、法廷映画の を物語のクライマックスに据え、緊張感 一つの定番といえます。例えば、人種差 陪審員の評決や判決言渡しのシーン

法廷での審理の過程で、敵対する相手側ところが、「判決、ふたつの希望」では

の主張立証を目の当たり にして、原告や被告の思い にして、原告や被告の思い が相互理解や和解に向け 変化を遂げていく様に焦 点を当てます。敵対関係や 対立構造が支配している はずの法廷で、融和がもた らされる潜在的な作用に らされる潜在的な作用に

線を画する稀有な作品といえます。

## 修復的司法の試みにおける

問題提起と共通する面があります。 のために、司法による断罪が必要とされのために、司法による断罪が必要とされのために、司法による断罪が必要とされのがのに、司法による断罪が必要とされのがのに、司法による断罪が必要とされる。 歴史性の意味

また、「司法が差別被害への共感醸成また、「司法が差別体験の理解を深めてとおして当該差別体験の理解を深めている場を提供」していく手続のあり方のR③一九九頁参照)を模索 3 かを提供する映画となっています。このルを提供する映画となっています。このルを提供する映画となっています。このルを提供する映画となっています。このよ気を表していたがあるみなさんには、ぜひ、分野に関心があるみなさんには、ぜひ、分野に関心があるみなさんには、ぜひ、



弁護士

冨増 四季 Shiki Tomimasu

# 海賊版サイト対策と通信の秘密

昨年四月、政府の知的財産戦略本部・犯罪時年四月、政府の知的財産戦略本部・犯罪時年四月、政府の知的財産戦略本部・犯罪がに膨大なアクセスがなされるようになり、心に膨大なアクセスがなされるようになり、政府の知的財産戦略本部・犯罪がに膨大なアクセスがなされるようになり、

護士等から厳しい批判がなされました。これに対しては、情報法研究者や事業者、弁というのが、前述の「緊急対策」の内容です。法を用いて自主的な対応をするよう促した続事業者(ISP)にブロッキングという手続の事態に対し、民間のインターネット接この事態に対し、民間のインターネット接

バという装置を用いてIPアドレス(例えばでロッキングとは、ISPがアクセス先への接続を遮断するというものです。政府がこのような手法を促そうとした理由は、海賊版サイトは海外のネットワーク事業者を利用して運営されており、裁判手続を利用しても効果が見込めないという点にありました。しかし、こうした手法は、インターネット利用者があるサイトを訪問しようとする際、利用者が指定したアドレス(例えば http://www011.upp.so-net.ne.jp/ kamogawa-lo/のようなURL)をDNSサーブロッキングとは、ISPがアクセス先へではった。

123.456.789.000 といったような数字の列) 123.456.789.000 といったような数字の列) 123.456.789.000 といったような数字の列) 123.456.789.000 といったような数字の列)

害することになります。 害することになります。 この手法を実行する前提として、ISP において全てのインターネット利用者の通信内容一般を検知しなければなりません。 ら指定するサイト(海賊版サイトに限られら指定するサイト(海賊版サイトに限られら指定するのに、ISPは「海賊版サイトへのアクセス遮断のため」通信内容を検知し利用するのですから、通信内容につき利用者の通に反した利用がなされることになります。 この手法を実行する前提として、ISP

され、緊急避難が成立するとは言えない状でれ、緊急避難が成立するとは言えない状でも効果が見込めないとの政府の前提が覆度営者を特定したため、裁判手続を利用して迅速に最大規模(当時)の海賊版サイト「漫画村」の最大規模(当時)の海賊版サイト「漫画村」の秘密の侵害は正当化されるとしていました。しかし、昨年一○月になって日本の弁護でも効果が見込めないとの政府の前提が覆蓋を利策」において、緊急避難を政府は「緊急対策」において、緊急避難を

きませんでした。海賊版対策について検討がなされてきた政府の検討会をされてきた政府の検討がいて検討が

### \*

海賊版サイトを利用しようときもあるかもしれませんが、なのだろうか、と思われる向なのだろうか、と思われる向なのだろうか、と思われる向いにといこと

海賊版サイトを利用しようとしている者の通信の秘密が侵害されるということ者の通信の秘密が侵害されるということが本質的な問題です。もはや緊急避難による正当化の余地はありませんし、立法によるとしても、通信の秘密という憲法上の権るとしても、通信の秘密という憲法上の権るには厳しい審査に耐えるだけの根拠事るには厳しい審査に耐えるだけの根拠事と制度設計が必要ですが、現状はそれも実と制度設計が必要ですが、現状はそれも不十分でしょう。

にうした状況下において、政府は、今度は静止画(イラストや写真など)のダウンなされています。適切な著作権処理がなさなされているとはいえない静止画に接することは日常的にあるところ、それらをダウンとは日常的にあるところ、それらをダウンとは日常的にあるところ、それらをダウンとは日常的にあるところ、それらをダウンとは日常的にあるところ、それらをダウンとは日常的にあるところ、それらをダウンはきわめて大きいものになるでしょう。



弁護士

齋藤 亮介 Ryosuke Saito

れていた様子を見ていたためです。 見出しになるのだなと感じました。というの も、私はその二か月前に丸亀城を訪れており、 の見出しを目にした時、私は随分昔のことが の十月、このようなインターネットニュース 七月の西日本豪雨の影響で石垣の一部が崩 「丸亀城の石垣崩れる 大雨影響か」。昨年

を見ると、城の南西部の石垣が原型を留めな される大規模な崩落だったのです。 害をもたらした台風二四号の大雨の影響と 今年二度目のことで、今回は各地で大きな被 れており唖然としました。石垣が崩れたのは いほど大規模に崩落している様子が掲載さ しかし、見出しをクリックして現場の写真



丸亀城

名城」として知られています。 にあり、高さ日本一の石垣を有する「石垣の 丸亀城は、香川県丸亀市内の市街地南部

小学校に通っていました。(なお、尾藤弁護士 んでおり、ちょうど丸亀城の隣に位置する 私は、小学生時代の数年間丸亀市内に住

は、丸亀城の南にある高校に通っていたそ

るのであれば、取りあえず丸亀城を見てお の夏に丸亀城を訪れたのも、香川に立ち寄 とがほとんどでした。私にとって、お城と きたいといった思いからでした。 立派さ、美しさを実感していました。去年 いえば丸亀城であり、子供ながらも石垣の 大会といった学校行事も丸亀城で行うこ に行きましたし、動植物の観察やマラソン そのため、桜の時期になると必ず丸亀城



もショックを受けました。 石垣の大規模崩落のニュースにはとて たならぬ愛着を持っていたので、今回の このように、丸亀城に対してはひとか

ます。修復に要する期間の詳細はまだ分 雨が続き、内部に大量の水が浸透してし 隙間ができていたところに、記録的な大 道によると、元々老朽化し石と石の間に 来数百年間その形を保ってきました。報 とも言われています。 まったことが原因の一つと言われてい の中期に完成したものとされており、以 かっていませんが、一四年~二〇年以上 現存する丸亀城の石垣の多くは、江戸

も記憶に新しいところです。長い歴史を経 六年四月の熊本地震による熊本城の被害 災害による石垣の崩落と言えば、二〇一

> 次々と大規模な崩落を起こ 頑丈な石垣がここ数年で ても崩れることのなかった 状況の異常さを示している していることは、近年の気象 ようで恐ろしく感じました。



まいましたが、丸亀城の石 少し深刻な話になってし

あり、その他の部分は、これまで通り美し 垣のうち崩落した部分は南西部分だけで い姿を保っています。

となっていて、壮大な石垣と少しアンバ ていますが、現存天守の中では日本最小 つもあります。丸亀城には、天守が現存し 石垣以外にも、丸亀城には見所がいく



ポイントです。

城から見た丸亀市街



弁護士

鍬 H 透

# テレワークという働き方

近年、企業において様々な働き方が採用され、 平成三○年六月に働き方改革関連法が成立し 下立とも相まって、今後さらに、働き方が多様 たことも相まって、今後さらに、働き方が多様 が勤務のことをいいます。テレワークとは、 労働者が情報通信技術を利用して行う事業場 外勤務のことをいいます。テレワークとは、 業務 を行う場所に応じて、①労働者の自宅で業務を を行う場所に応じて、①労働者の自宅で業務を を行う場所に応じて、①労働者の自宅で業務を を行う場所に応じて、①労働者の自宅で業務を を行う「在宅勤務」、②労働者の所属するメインの オフィス以外に設けられたオフィスを利用する「サテライトオフィス勤務」、③ノートパソコ な「サテライトオフィス勤務」、③ノートパソコ な「サテライトオフィス勤務」を が関連法が成立し 本で、企業において様々な働き方が採用され、 で業務を を行う「モバイル勤務」に分類されます。

\*

た」などのプラス効果があったと回答していまた」などのプラス効果があったとにより、労働者が 一とっては、通勤時間が短縮される、 実務が効率化され、時間外労働が削減される、 で、労働者にとっては、通勤時間が短縮される、 で、労働者にとっては、通勤時間が短縮される、 りット、使用者にとっても、業務の効率化による 生産性の向上、育児・介護等による労働者の離職 の防止、遠隔地の優秀な人材の確保等のメリットがあります。実際に、テレワークを制度として トがあります。実際に、テレワークを制度として トがあります。実際に、テレワークを制度として トがあります。実際に、テレワークを制度として トがあります。実際に、デレワークを制度として との別かでいる雇用型の企業の労働者のうち、約 もに使える時間が増えた」、「業務効率があがっ はいった」などのプラス効果があったと回答していま

\*

問題・課題があります。

場合、労働者が主たる事業場以外の場所で 働時間は、労働者の健康に関わり、労働者の 必要事項を事前に就業規則等で明示して 業・終業とするのかなど、労働時間の算定の する必要があります。また、何をもって始 観的に労働時間を把握できる制度を構築 カードやパソコンの使用時間の記録等、客 す。そこで、テレワークにあたって、タイム 間を把握することはほぼ不可能となりま 業務を行うため、使用者が現認して労働時 があります。しかし、テレワークを導入した 用者には労働時間を適正に把握する義務 賃金算定の基礎となるものであるため、使 ますので、法定労働時間等の規制がテレ おくこともよいと思われます。 ワークを行う労働者にも適用されます。労 者にも、当然、労働基準関係法令が適用され しくなることです。テレワークを行う労働 まず、使用者による労働時間の管理が難

しかし、すでにテレワーク

労働者への注意喚起等が考えられます。き方が可能となる反面、どこでも働けてしき方が可能となる反面、どこでも働けてしたが求められ、具体的には休日や深夜の外長時間労働による健康障害防止を図ることが求められ、具体的には休日や深夜の外長時間労働による健康障害防止を図ることが表時間労働には、不下の外での導入により、柔軟な働また、テレワークの導入により、柔軟な働また、テレワークの導入により、柔軟な働き方が可能となる反面、どこでも働けてしき方が可能となる反面、どこでも働けてしき方が可能となる反面、どこでも関係を表

す(平成二九年度テレワーク人口実態調査)。

題が生じるかもしれません。他にも、テレワークを得るに伴って、新たな法律上の問し、今後、テレワークの導入にあたり、テレワークの導入にあたり、テレワークの導入にあたり、テレワークの導入にあたり、テレワークのなどの場所等の労働条件の明示、テレワークを行うという後、テレワークを行うという。

NO IMAGE

制度を導入している企業ではプラス効果にテレワークを必要とし、適切に制度として運用するのであれば、労使共にとってプラスになる働き方ではないでしょうか。テレワークのメリットとして、育児と仕事の両立の一助となると言われておりますが、私自身も小さい子供がおりますので、テレワークは必須です。しかし、自宅では何かと子供の相手をすることになるため、仕事をするのは、子供の昼寝中、就寝後等に限事が、テレワークは必須です。しかし、自宅では何かと子供の相手をすることになるため、仕事をするのは、子供の昼寝中、就寝後等に限られ、テレワークを取り入れても、育児と仕られ、テレワークを取り入れても、育児と仕られ、テレワークを取り入れても、方別とは、方の生活にあった働き方を模索していけたらと思います。

で、気になる方は一度ご確認ください。 ためのガイドライン」が策定されましたの勤務(テレワーク)の適切な導入及び実施の当日に、「情報通信技術を利用した事業場外二日に、「情報通信技術を利用した事業場外

弁 護 士

渡邊 遥香 Haruka Watanabe

### 憲法9条自衛隊明記案について

坂 元 和 夫

### 1 安倍首相の提案

安倍首相が言い出した自衛隊明記案が論議を呼んでいます。憲法9条1、2項をそのままにしておいて、9条の2として自衛隊規定を付加するというものです。

安倍首相の提案理由は、「9条1,2項は国の自衛権を否定するものではないので自衛隊は合憲であるが、これが違憲だという見解もあるので、合憲であることを明確にするために明文を置くのだ」という説明をしています。

### 2 様々な意見

この自衛隊明記案に対しては次のような意見が あります。

- ① 自衛隊は合憲だから、現状を追認するだけで 何も変わらない。
- ② それならば、わざわざ改正する必要がない。
- ③ そもそも違憲の自衛隊を合憲とすることには 反対である。
- ④ 自衛隊を明記することによって9条2項が死 文化する。
- ⑤集団的自衛権行使に完全に道を開くことになる。

### 3 国の自衛権の問題

自衛隊が合憲なのか違憲なのか、9条が自衛のための戦力まで放棄しているのかどうかは大変難しい問題です。その背景に国の自衛権の問題があり、国とは何なのか、日本という国は自分にとってどのような意味があるのか、万一、外敵が日本に攻めてきた時屈服する外ないということでよいのか等その人の価値観というか生き方に関わる問題なので、これをひとまず脇に置いて、自衛隊明記案の意味するところを考えてみます。

### 4 自衛隊明記によって変わるもの

多くの人達は、自衛隊が合憲か違憲かはよく分からないが、これを明記するだけで現状と変わらないのであれば、目くじら立てて反対することはないかも知れないと思っているのではないかと想像されます。実は、私もそれもありうると安易に考えていましたが、最近、青井美帆学習院大学教授の論文を読んで考え直しました。以下は、教授による自衛隊明記によって変わると考えられる事柄です。

1950年に朝鮮戦争を切っ掛けに創設された警察予備隊がその後保安隊となり、1954年に防衛庁

が設置されて自衛隊が発足しました。

防衛庁は行政機関の一つで自衛隊の活動も行政に属する国家作用ですが、多くの点で通常の行政とは異なる特徴があります。行政は、国民の権利保障のために法律に基づいて行われなければなりませんが、戦闘において行使される国家権力は国民に向けられるものではないこと、また、その組織の自律性が高く上命下服が徹底し高い規律が求められる点でも、通常の行政とは大きく異なります。さらに、一般行政事務とは指揮監督の仕方が違うので、内閣総理大臣が最高指揮官とされても、それは名目的なものになる可能性があります。現に、明治憲法は軍隊組織に内閣の統制が及ばない「統帥権の独立」を定めていました。このように、自衛隊のような軍事組織には、一般の行政作用と同列に扱うことが困難な特殊性があるのです。

しかし、歴代の内閣は、防衛省も通常の省庁の一つであり自衛隊もその下部組織だとして建前上は特別扱いをしてきませんでした。これでは自衛隊が機能を十分に発揮できないとして、制服組が大きな不満を抱いていたことは間違いありません。

自衛隊を明記して憲法上の存在であることを明確にすると、法律により自衛隊の特殊性に応じた特別扱いをすることが可能になります。会計検査院が憲法上の存在であるために(憲法90条)、一行政機関でありながら内閣に対して独立の地位を有するとされていること(会計検査院法1条)が参考になります。

自衛隊が憲法上の存在になって、その特別性に 応じた手当てがなされると、自衛隊は軍隊らしく なり軍事能力は高まるでしょうが、内閣の統制が 及びにくい存在になることは避けられません。

### 5 国民の選択

会計検査院の例からすると、何も変わらないという安倍首相の説明にもかかわらず、自衛隊明記によって軍隊らしい戦力にするための法制度が整えられ自衛隊が変貌していくであろうことは確かなようです。いずれ、私達は、自衛隊明記の憲法改正について選択を迫られることになるでしょう。わが国の将来にとって、軍隊らしい軍隊を持って軍事大国になり国際的な発言力を強める方が望ましいのか、自衛隊を日陰の身のままに置いておいて戦争をし難くする方がよいのか、国民一人一人の腎慮が求められます。

### かもがわ講座 成年年齢引下げと若年者の消費者被害

昨年6月、成年年齢を20歳から18歳に引下げることを内容とする民法改正法案が成立し、2022年4月1日より施行されることになりました。

ただ、近年若年者をターゲットとした悪質商法の被害が増えていることもあり、成年年齢の引下げにより若年層を狙った消費者被害がさらに拡大するのではないかという懸念が審議段階から指摘されていました。例えば、18歳の子が独断で高額商品を購入してしまったような場合、これまでは本人又はその親が、子が未成年で親の同意がないことを理由に契約を取り消すことができていました。

しかし、成年年齢引下げにより、18歳になればたとえ高校生であってもローンを組むような高額の買物ができ、これを親の同意がないことを理由に取り消すことができなくなります。これにつけ込んだ悪質商法による被害の増加が危惧されたのです。

このような問題意識のもと、若年者をはじめとした社会生活上の経験に乏しい消費者の保護を手厚くすべく改正された改正消費者契約法が、本年6月15日から施行されます。

特に、若年者が多数被害に遭っている悪質商法の類型としては、

①進学・就職・結婚といった社会生活に関する不安や 姿・体型等に関する不安につけ込み、不安をあおって 契約をさせる手口(例えば、就職の不安をあおり高額 の就活セミナーに参加させる等。) ②恋愛感情等の好意感情に乗じて、契約をしなければ 関係が破綻する等と述べて契約をさせる手口 (いわゆるデート商法)

が指摘されていました。

これを受けて改正消費者契約法(第3条1項3号,4号)では、上記①、②の方法による不当な勧誘を、社会生活上の経験不足の不当な利用として、契約の取消しが行える類型に追加しました。契約を取り消すためには、「社会生活上の経験が乏しい」ために誤認をし、これに乗じた①や②の方法による不当な勧誘行為によって契約したことが必要とされています。なお、この要件からすると、若年者のみを対象とした制度のようにも読めますが、あくまでも契約を締結するか否かにあたって適切な判断を行うための経験が乏しいかどうかという観点から判断されるため、必ずしも若年者のみに限られるわけではありません。

取り消すことのできる契約類型が増えたとはいえ、何よりもこのようなトラブルに巻き込まれないことが重要です。

まずは、成年年齢の引下げにより否応なく若年者が悪質商法のターゲットとされる機会が増えることや、若年者の切実な不安をあおって契約をさせようとしたり、恋愛感情を利用して契約を行おうとする悪質商法があり、その被害が増えていることをしっかりと認識し共有していくことが大切です。